

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
1	井原鉄道を直接、倉敷駅と福山駅に乗り入れ出来る様にして、ＪＲと直接連携出来る様にしたら良いと思います。 井原市から大学に通学しようと思うと、井原鉄道で清音駅まで行き、そこで伯備線に乗り換え、倉敷駅まで行き、ＪＲに乗るか、福山方面ならば、神辺駅まで行き、福塩線に乗り換え、福山駅まで行き、ＪＲもしくは他の交通機関に乗らないなりません。 これを直接、倉敷駅、もしくは福山駅に乗り入れ、ＪＲと連携出来れば、学生、特に大学生の通学の便が良くなり、家からの通学範囲がぐっと広がり、他所に転居せずに通学出来る様になると思います。一度、市外、特に都市に出た子供は、井原市に戻ってきません。人口減少を防ぐ意味でも、とても有効だと思いますので、議事をお願いします。	公共交通についてのご意見・ご提案について、市の担当課（企画振興課６２－９５０４）に確認したところ「本市において、井原線は広域的・幹線的な移動手段を担っており、その井原線の利用者の大半がＪＲへの乗り換え客であることから、ＪＲと連携した利便性向上は、必要不可欠なものと認識しております。ＪＲ主要駅の乗り入れについては、開業以前より要望活動を行っており、その成果として福山駅への乗り入れ（１日３往復）が実現しております。一方、倉敷駅への乗り入れは、線路使用料やホーム設置費用などに多額の経費を要することや伯備線のダイヤ調整など実現に向けて厳しい課題がＪＲから示されていることから、乗り入れに限定せず、井原鉄道及び関係自治体と連携して利便性向上に取り組んでまいります。」とのことでした。 議会におきましては、人口減少対策等市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
2	新体操の練習場所をなくさないください。 子ども達の夢にお金を使ってください！	まず、「新体操の練習場所をなくさないください。」とのご指摘についてお答えいたします。新体操の練習場所については、２月議会当初予算案において岡山県からの南校地取得を前提条件とした借入では、後世に大きな負債を残すことになり受け入れ難いとのことから、当初予算案の南校地維持費を削除する修正動議が提出され可決されました。４月以降、岡山県は南校地を閉鎖したため、県立井原高校新体操部の他弓道部等についても練習場所の確保が困難となったことは承知致しております。その後、井原市は岡山県との協議を行い、令和５年度に限り借入することに条件を変更して、４月臨時議会を開催したところです。 市議会では、新体操部の他県立井原高校の部活動等については、岡山県において予算措置などをしていただくのが本来のあり方だと思っているところでもあります。が、一番の課題である取得条件が削除されたことから、全会一致で南校地維持管理経費が可決され、その後の岡山県と協議を行い５月より練習場所の確保を行ったところです。 また、令和６年度以降の練習場所については、既存の施設の利用調整等で確保するとの方針が井原市より示されました。市議会では、しっかり支援して参りたいと思います。 次に、「子どもたちの夢にお金を使ってください。」とのご指摘についてお答えいたします。井原市には、文化・スポーツ等に様々な活動をされている団体・クラブ活動そして学校での部活動がありますが、それぞれの個別の個人・団体等への補助金については、全国大会出場等への奨励金制度の他は行っていないのが現状であります。県内の他市においても、部活動等への補助金制度はないとのことでした。 但し、井原市では平成１７年の岡山国体を契機とした「新体操のまち井原」の活動に対して県立井原高校新体操部等へ令和５年度では４５０万円の補助金、また、全国大会出場常連校の興譲館高校陸上部へ令和５年度では１００万円の補助を行うなど、設立時より長年にわたって継続的な支援を行っているところです。また、令和５年度には新体操のマット更新に伴う１８００万円の予算が承認されました。 この他の団体・クラブ活動・部活動については、現在のところ補助金等の支援はありませんが、今後団体・クラブ活動・部活動からの要請があるならばその際には、井原市において検討されるよう議会として申し入れをしていきたいと思います。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
3	議会の会議場に傍聴席が設けられて居るが、常に空っぽ？ 何か感じませんか？ 何故か？他市に先駆けて魅力有る議会に検討方！！	まず、「議会の会議場に傍聴席を設けられて居るが、傍聴席が常に空っぽ？何か感じませんか？何故か？」というご指摘に対してお答えいたします。 過去１９年間の傍聴者数は、別表①のとおりであります。本会議場には、一般の方の傍聴席を３０席設けており、ご指摘のとおり傍聴席の数と比較すれば傍聴者の人数は少ない状況ですし、新型コロナウイルス感染症の影響もあるかと思いますが、過去４年間は大きく減少している状況であります。 井原市議会では、平成２２年１０月４日に「井原市議会基本条例」を制定、平成２３年４月１日より施行し、「市民にわかりやすい真に開かれた議会」を目指し、より多くの市民が政治に関心を持っていただく機会を提供するため、さまざまな取り組みを行ってきているところであります。 例えば、平成２３年６月定例会市議会から、定例会の開会日、一般質問、閉会日をＣＡＴＶによる生中継並びに録画放送を行っているところです。また、「井原市議会だより」を定例会ごとに発行し、「読みやすい、親しみやすい、わかりやすい」を基本コンセプトに日々改善に取り組んでいます。さらには、「読む広報」から「観る広報」、「聴く広報」へシフトすることを目的に、令和５年２月定例会からは一般質問のYouTubeによる動画配信を、令和５年４月からはＣＡＴＶによる広報番組「井原市議会だより」の放送を開始したところであり、傍聴したくても時間等の制約により傍聴できない市民へ、井原市議会の取り組み状況が伝わる仕組みづくりにも取り組んでおり、そういったことが、傍聴者の人数が少ないことの要因になっているものと感じています。 しかし、〇〇様のご指摘のとおり、議場で傍聴することでしか感じられない議場における緊張感や雰囲気はあると思いますので、今後も議会だより等を通じて、市民の皆様へ引き続き、傍聴の呼びかけ、周知に努めてまいります。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答																																								
3	議会の会議場に傍聴席が設けられて居るが、常に空らっぽ？ 何か感じませんか？ 何故か？他市に先駆けて魅力有る議会に検討方!!	次に「他市に先駆けて魅力ある議会に検討方!!」について、お答えいたします。 上記でも述べましたが、議会基本条例の制定は、県内15市の中では一番でありました。また、令和5年4月から開始しているCATVによる映像版議会だよりについても県内では初めての取り組みであります。 近年では、目覚ましいデジタル化の進展もありますので、デジタルの活用も踏まえて、更なる市民にわかりやすく真に開かれた議会を目指して取り組んでまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。 【別表①】 井原市議会本会議 傍聴者の人数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和4</td><td>13</td></tr><tr><td>令和3</td><td>23</td></tr><tr><td>令和2</td><td>26</td></tr><tr><td>平成31</td><td>28</td></tr><tr><td>平成30</td><td>95</td></tr><tr><td>平成29</td><td>88</td></tr><tr><td>平成28</td><td>63</td></tr><tr><td>平成27</td><td>66</td></tr><tr><td>平成26</td><td>113</td></tr><tr><td>平成25</td><td>172</td></tr><tr><td>平成24</td><td>137</td></tr><tr><td>平成23</td><td>158</td></tr><tr><td>平成22</td><td>122</td></tr><tr><td>平成21</td><td>136</td></tr><tr><td>平成20</td><td>85</td></tr><tr><td>平成19</td><td>69</td></tr><tr><td>平成18</td><td>182</td></tr><tr><td>平成17</td><td>84</td></tr><tr><td>平成16</td><td>83</td></tr></tbody></table>	年度	人数	令和4	13	令和3	23	令和2	26	平成31	28	平成30	95	平成29	88	平成28	63	平成27	66	平成26	113	平成25	172	平成24	137	平成23	158	平成22	122	平成21	136	平成20	85	平成19	69	平成18	182	平成17	84	平成16	83
年度	人数																																									
令和4	13																																									
令和3	23																																									
令和2	26																																									
平成31	28																																									
平成30	95																																									
平成29	88																																									
平成28	63																																									
平成27	66																																									
平成26	113																																									
平成25	172																																									
平成24	137																																									
平成23	158																																									
平成22	122																																									
平成21	136																																									
平成20	85																																									
平成19	69																																									
平成18	182																																									
平成17	84																																									
平成16	83																																									

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
4	自転車に乗る時にヘルメットを着用することが努力義務となりました。 自転車ヘルメットの購入に当たり補助金を出す様にしてはどうでしょうか。 （年齢や期間、ヘルメットの種類など 検討要です。） 井原市着用先進を目指しましょう。	自転車用ヘルメットの補助制度導入についてのご意見・ご提案について、市の担当課（総務課６２－９５０６）に確認したところ「市では、令和５年４月１日に自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、警察署等関係機関・団体と協力しながら、交通安全教室での呼び掛けやチラシの配布などにより啓発活動に努めているところです。 現在、多くの小中学生が通学時などの自転車乗車中にヘルメットを着用しておりますが、高校生以上になると着用していない人が多く見受けられます。これは髪型を気にするなどの要因が考えられますが、こうした要因の解消に関しては、まずはより効果的な啓発に取り組むべきものと考えており、今後とも各種広報媒体を活用して啓発活動に努めてまいります。 自転車用ヘルメットの補助制度導入につきましては、既に他自治体で導入しているところもあり、その効果等について研究して参りたいと考えております。」とのことでした。 議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。
5	日常生活用具給付事業について 昨今の物価高に伴い、日常生活用具の値段も高騰している。その用具が必要不可欠な我々にとって、その負担が次第に大きくなっている。 そこでその基準額の引き上げを検討してほしい。	日常生活用具給付事業についてのご意見・ご提案について、市の担当課（福祉課６２－９５１８）に確認したところ、「日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法における、市町村が実施する地域生活支援事業の一つであり、国の実施要領において「給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で購入し給付すること」として、当事者に必要な品目が適切に支給されるよう、示されているところです。 本市といたしましては、生活の質の変化や障害者の日常生活用具に対するニーズが多様化していることから、給付品目及び基準額の引き上げについて、他市の利用状況や助成状況を十分調査、研究してまいりたいと考えております。」とのことでした。 議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
6	現在、神辺町の井口産婦人科に勤めている助産師です。 井原市の少子化対策についての提案です。 ６月末をもちまして、井口産婦人科は閉院いたします。先週当院院長と話をしている際、今年の１２月で笠岡市の西井レディースクリニックも閉院する予定であることを知りました。そうすると、井原市のほとんどの方が出産していた２施設が半年中に一度になくなり、井原の妊婦の出産する場所、産前・産後のフォローをする場所が倉敷や福山市民病院、中国中央病院などと遠くなり、さらに少子化が加速することが考えられます。福山駅近くの個人産婦人科は取り扱い制限をかけている状態です。 現在、産科をとりまく環境は厳しく、まず昼夜を問わず呼び出しがあり、自分の生活を削りながら出産というハイリスクな責任に常に携わろうと思う開業産婦人科医は、若い医師にはなかなかおりません。さらに産科医が少ないなかで、わざわざ田舎に開業をしたいと考える方も少ないと思います。実際、井口も院長の後任を専門の業者さんをとおして４年間探していたそうですが、結局みつかりませんでした。 〇〇院長がいわれるには、市の少子化に本気に対応するなら、市をあげて莫大な予算を立て、本気で市町村が産科医誘致に動くしかないだろうとのことでした。 幸いにも、現在、井原市民病院には岡大より医師が週２日来られています。そのつながりから産科（分娩とりあつかい）に動くことは出来ないでしょうか？ 新聞で今市民病院の産科外来を利用されている方は少ないと聞きました。それは分娩不可なのも理由として挙げられると思いますが、週２日のみというのも大きいと思います。 出血や腹痛、つわり等、何かあった時に行けないという不安は足をとおのかせます。せめて毎日、外来があるだけでも違うのではないかと思います。	井原市の少子化対策についてのご意見・ご提案について、井原市民病院（電話６２－１１３３）に確認したところ、「全国的な産科を取り巻く厳しい環境や、近隣の分娩医療機関の閉院については、本市としても十分に承知しており、今後、妊婦さんの負担軽減や不安解消に向けて、市の重要課題の一つとして取り組んでいく必要があると考えております。 そうした中、本市では、昨年１１月に、岡山大学との間で「周産期・小児救急医療学講座」を開設し、その中の事業の一つとして、井原市民病院において妊娠初期の妊婦健診を開始するなど、分娩医療機関との機能分担や産科医の負担軽減等に向けた研究を進めているところであります。 井原市民病院への常勤の産科医師の配置や、産科外来の拡充については、全国的に産科医が不足する中で、その人員を安定的に確保することは非常に難しく、現実的には、井原市、井原市民病院だけの取組には限界があると考えておりますが、助産師外来の設置も含めて、本市における今後の周産期医療のあり方について、市民ニーズ等にも十分に配慮しながら、この度の岡山大学との研究の中でしっかりと検討してまいりたいと考えております。」とのことでした。 井原市議会におきましては、このたび頂いた提案の内容を貴重なご意見として承り、井原市の少子化対策、産科に係る状況について注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
6	分娩の取り扱いは夜間に医師の待機が必要なため、すぐには難しいとは思いますが、産科外来の充実、産後の２週間健診や乳房ケアなどの助産師外来の開設、医師が不在時の正常妊婦のみの助産師外来の開設などだけでも考えてみていただけないかと思っております。 私は今まで、産後の２週間健診や乳房マッサージ、育児指導、分娩、産科外来での医師の介助なども行っていました。妊娠中の助産師外来については勉強が必要ですが、井原一市民として、３人の子育て中の母として、助産師として、看護師、保健師としても井原市の少子化対策の手助けが出来ればと思っています。 まとめると、 ①井原市民病院に福山市民病院のように常駐産科医をつけ、分娩が行えるように、予算を組み、産科立ち上げを強いものにして欲しい ②すぐに分娩取り扱いが難しいとしても、産婦人科外来を利用しやすいように毎日開設して欲しい ③産婦人科外来の毎日の開設がすぐには行えない場合、助産師外来により、フォローできる態勢づくりを行うのはどうか という３つの提案です。 この思いをどの部署へ伝えて良いかわからず、「市長への提案箱」「議員への提案箱」に入れさせていただきました。先の井原市の少子化防止のため、ご考慮よろしくお願いします。	

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
7	八反田地区の用水路に石、砂が堆積しているので、どうにかしてほしい。 生興運送の前の道路に大きな水溜まりが有り困る。	用水路の石や砂の堆積と生興運送前の道路の水溜まりについてのご意見・ご提案について、市の担当課（建設課 62-9525）に確認したところ「用水路の石や土砂の堆積につきましては、農繁期前に用水利用者や地元関係者の方々へ、土砂撤去など簡易的な維持管理の実施をお願いしているところであります。 しかしながら、用水路の構造上、清掃作業が困難である、また作業に危険が伴うような箇所につきましては、現地確認のうえ、市での対応を検討してまいりたいと考えております。 次に、生興運送の前の道路（市道 大迫木之子工業団地線）を現地確認しましたところ、道路に水溜まりが発生する路面状況となっておりますので、令和６年度以降に路面の状況を改善するよう、舗装修繕工事の実施を検討してまいります。 なお、市内多くの修繕要望箇所を緊急性や優先度を考慮し、順次対応しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。」とのことでした。 議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
8	青パト講習会に於いて いつも井原市議会の皆様には平素から市政にご尽力をして頂きとても感謝しております。ありがとうございます。さて、井原市市民活動推進課へメールをした内容をお送り致します。ご覧頂きになり井原市職員へ厳しい注意をして頂ければ幸いです。よろしくお願い致します。 尚、写真を議会メールにて添付いたします。 「令和5年7月27日(木)13時半より市民会館鏡獅子の間においての青パト講習会に3年に1度の更新となっており参加致しました。当日の外気温は猛暑でありましたが会場は冷房がほど良い効き具合で講習しやすい環境はありがたかったです。受付時に席区分けの指示があり奥半分は業務で受講する市役所職員で手前は地域で活動されている方々という事で私は同じ地区の皆様と一緒に座り、前から2列目机の中央通路側でした。 市民活動推進課●●職員の進行で井原警察署●●さんと講師の紹介があり●●職員の挨拶等の後、講習が始まったがしばらくすると、とんでもない光景を目にしてしまうことになった。私の直ぐ右手隣の隣りに座っている井原市役所職員が大あくびをしていたのを現認する。前列なので講師からもよく見える位置でとても失礼で不甲斐感であった。またしばらくして少し右後ろを振り向くと多勢の井原市役所職員が目静かに閉じている光景があった。そして、あろうことに気持ち良さそうに左右前後に上半身を揺らし、まるで船を漕いでいるのを現認。これは異常事態と判断し直ぐに席を降り低い姿勢をとりながら後方に居た●●職員へその者を起こし注意するよう伝えた。そして居眠りをしていた者は後ろから起こされるとビックッと肩が跳ね上がり驚いていた様子であった。この私の行動は現行犯して証拠をあげないと市役所職員は保身に走り嘘を着く資質があるのでどうしても取らなければならなかった。すぐさま市民活動推進課●●職員が様子を察知し近くへ寄って来られ「事前に職員へ市職員として自覚するように伝えている」と、ここでも保身	〇〇様から指摘された、職員の職務態度等のあり方について、疑念や不信感を市民に与えた事については、残念であると言わざるを得ません。 ご指摘については、早速各議員に情報を提供し周知を図ったところです。 また、ご指摘の職務のあり方等も含めて市民の皆様へ疑念や不信感を与えることは、決してあってはならない事も確かでありますので、議会として執行部に下記のとおり申し入れを行い、議会としての対応とする事といたします。よろしくお願いいたします。 井原市長 大 舌 勲 殿 井原市議会議長 三 宅 文 雄 議会への提案について 上記の件について、市民の方からの疑念や不信感を持った投書があったことについては、残念であると言わざるを得ない。 市政運営を行う上で、市民皆様の理解や信頼は欠かすことの出来ない要件である。 市政運営全般に渡り、緊張感をもって職務に励み、市民の皆様へ疑念や不信感を与えないよう細心の注意を払い適正な職務を行うよう申し入れる。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
8	とも思える言い訳の言葉が返ってきた。遡り3年前にも全く同じ不祥事を現認し市民活動推進課ご意見送信フォームメールにて指摘したら市長より「今後、このようなことが無いよう注意をし、併せて当該講習会に参加する意義や市職員として自覚について再確認するよう、指導したところです。今後におきましても、このようなことが無いよう、市職員として意識向上に努めてまいります。」と、今後のピジョンを表し約束をしたのにも関わらず再び同じ不祥事を招く事態を目撃してしまいとても残念である。「言語道断不愉快極まりない！恥を知りなさい！恥を知りなさい！」と誰もが思い市民にとっては大損害である。さらに「職務に専念する義務 地方公務員法第35条 職員は勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用いなければなりません」と、あるが全く決まりを無視した違法行為である。また令和5年4月25日倉敷地方裁判所にて●●●●職員との「令和4年(ワ)第390号事件」民事裁判に於いて利害関係人代表大舌井原市長が法廷での口頭謝罪は「本件のみならず●●●●がとった態度と井原市役所職員の態度により不甲斐な思いをされお詫び申します。今後このような事がないようにしっかり指導をします」と述べ、口頭弁論調書には「今後の市政の改善、法令遵守の徹底及び市職員の指導に活かすことを約束する。」と書面に記載しているがわずか3ヶ月程で職員の不祥事で覆すことになった。本物の謝罪というのはどう言うものなのでしょうか？。本件は何がいけなかったのか、どうして起きたのか、誰がわるいのか等を時間をかけて検証しないと三度起こりうる資質になっていると考える。市役所は全てが信用で成り立っているはずも嘘をつき誤魔化し揉み消すことで品位も落とす。一度失った市民の信頼は取り戻す事はもう出来きません。	

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
8	次に地域で活動されている皆さんは強い志しがあつての参加です。市公用車に青パトを申請しているばかりに業務命令で仕方なく講習に出るのは本当の意味での在り方ではない。市民に対して綺麗事するのであれば即刻休止して青色回転灯は取り外して下さい。しかし市役所が今後も引き続き活動を行っていきたいのであれば、まずは職員一人ひとりの活動資質を変え地域の方々と同じ条件にすることが必要。例えば本来は地域ボランティア活動となるので業務以外で理解した者だけが講習を受ける、そして現在は市役所は独立した活動団体であるが、それぞれの地域と密着し共有しながら活動することが一般市民に対して同じ目線になると考える。また3年前の意見に講習会日程を日曜日などの休日にすればと伝えてますが今回このような大不祥事があったことで対応策として取り入れてください。 今後、井原市役所不祥事が起こらない事を切に願っている。」	
9	安芸高田市議会について 昨今、日本中で話題になっております安芸高田市議会ですが井原市議会としてはどのようなご感想をお持ちになられておりますでしょうか。	〇〇様からいただきました安芸高田市議会についてですが、井原市議会として感想を述べる立場にございません。 何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。 今後も、市民の皆様からのご意見・ご提案を伺いながら、市政発展のために活動してまいりますのでよろしくお願いいたします。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
10	福山市民病院へ通院・入院している人（高齢者）が市内からおおぜいいます。 井原からバスが再運行したらよいと思います。 ぜひお願いします。	福山市民病院へのバス再運行についてのご意見・ご提案について、市の担当課（企画振興課６２－９５０４）に確認したところ「福山市民病院は備後圏域の中核を担う拠点病院であり、本市からも高齢者だけでなく、幅広い年代の方が受診されていることは承知しております。 本市から福山方面への路線バスの状況ですが、マイカー利用者の増加や井原鉄道の開業、採算面などの要因によって路線再編が行われ、現在は、井笠バスカンパニーが運行されている１路線（井原～御領～福山線）のみであり、福山市民病院を経由する路線はございません。 市としましては、市民の皆様の通院や買い物など日常生活の移動手段を確保することは重要であり、路線バスは移動手段を持たない方々にとって必要不可欠なものであると認識しております。 しかしながら、バスやタクシーなどの公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、乗務員の担い手不足や運転時間の厳格化などによって路線を維持することが困難となった事案が全国的にも見受けられます。 こうした社会状況から、ご提案いただきました福山市民病院への路線の再開は難しいのではないかと認識しております。」とのことでした。 議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
11	令和５年１２月２６日頃の山陽新聞によりますと、笠岡市市議会議員の報酬が市民の声に配慮して、基の月額４５万円に全会一致で戻すことが報道されています。井原市も報酬を上げた理由はほぼ笠岡と同じと承知しております。 お金の事で、心苦しい案件とはおもいますが、今一度考え直して見て頂きますよう提案致します。	議員報酬につきましては、議会が独断で決定するのではなく、議会基本条例第２条第２項の規定により、他市との比較だけでなく、行政の課題や将来の予測・展望を十分に考慮するとともに、市内の公共的団体等の代表者その他住民により構成された特別職報酬等審議会の意見も聴いたうえで総合的に判断し決定することとしております。 現在の報酬につきましては、令和元年９月に議会改革特別委員会を設置し、１７回にわたり委員会を実施いたしました。その結果、議員のなり手不足や資質の向上など様々な課題解決に向けて、検討を重ねて報酬改定に至った次第であります。 ご承知のように議会には、公共サービスなど市長の市政運営の意思を議決する役割と、それらの執行過程を監視するという重大な役割があります。そのため資質のある議員確保は重要な問題であり、さらには地域に貢献したいとの思いのある未来を担う子育て世代の立候補を促すことも考慮しつつ議論を進めてまいりました。 一方で、議員のなり手不足の原因は報酬の問題だけではありません。住民から議会に対する理解や信頼が得られていないことも大きな理由の一つと思われます。議会活動を活発にして、多くの住民から議会に理解と関心を持っていただけるようにしたいと思います。 さらに、合併後９，０００人を超える人口減少と急速に進む少子高齢化への対応等、市政運営は難問が山積しており、議員は市民と共に様々な課題に取り組む必要があると考えます。 こうしたことから、ご指摘の議員報酬の見直しについて、現時点では検討することは考えておりませんので、何卒、ご理解のほどよろしくお願い致します。 今後も、市民の皆様のご意見を伺いながら、市政発展のために活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
12	2023. 12. 13 山陽新聞の記事です。（下記のとおり） 井原市には、おくやみ窓口ありますか。 なかったら、窓口を造って下さい。 政治は弱い人を助けるためにあるのですから。	おくやみ窓口についてのご意見・ご提案について、市の担当課（市民課62-9513）に確認したところ、「本市では、おくやみ窓口は設置していませんが、手続きをされるご遺族に対し、死亡届を出された際に、『死亡に伴う市役所での主な手続き一覧』をお渡しし、後日、手続きを行っていただくよう案内しています。この一覧は各種手続きに必要なもの、担当課名、連絡先などをまとめたもので、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金といった保険・年金の手続きをはじめ、介護保険サービス、障害者福祉、税金、水道などの手続きがあります。 現在のところ『おくやみ窓口』という名称の窓口の設置予定はありませんが、多くの場合市役所での手続きについては、ご遺族の方は最初に市民課において保険や年金の手続きをされることから、市民課の職員が必要な手続きの確認を行い、水道などを除いて、ほとんどの手続きにおいてご遺族の方に移動していただく必要のないよう、ワンストップで行えるよう対応しています。」とのことでした。 今後も、市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。
13	井原市の市民が入れる墓を造って下さい。 としをとって墓もたてられない人が多くいます。 安心して死ねる様に、市民が入れる墓をつくって下さい。メリット・デメリットもありますが工夫をして、ぜひ誰でも入れるはか所を造って下さい。 ≒10年前にも、私は提案しています。	墓の設置についてのご意見・ご提案について、市の担当課（環境企画課62-9515）に確認したところ、「当市では、市内に本籍やご住所をお持ちの方のうち、埋葬する墓地を有しない方や現在使用している墓地に埋葬の余地がない方を対象に、市有墓地や市営墓地の貸し出しを行っております。 しかしながら、近年は少子化の進展に伴う人口や世帯数の減少に加え、家族観や宗教観の多様化などにより、使用者の方から市有墓地返還のご相談が多く寄せられています。 このような状況から、現段階で、市が供養などを行う共同墓地の新設は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。」とのことでした。 議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
14	元気で長生き生活 介護保険、使わなかった人は、保険料の一部が戻ってくる（給付金）のしくみを考えてほしい。 例（８０才、８５才、９０才…）	介護保険についてのご意見・ご提案について、市の担当課（介護保険課６２－９５１９）に確認したところ、「介護保険は、介護を必要とする状態となっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。介護サービスを利用するときは、利用者は実際にかかった費用の１割から３割を負担します。これを介護保険の利用者負担といいます。利用者負担を除いた市町村の介護給付費は、国、県、市の公費（税金）で半分、残りの半分は４０歳以上の方が納める保険料でまかなわれています。 ４０歳から６４歳までの方（第２号被保険者）は、加入されている医療保険と併せて介護保険料が徴収され、６５歳以上の方（第１号被保険者）は、医療保険料とは別に介護保険料を市町村に納めていただきます。 このうち６５歳以上の方（第１号被保険者）の介護保険料は、各市町村が、必要な介護給付費の総量から計算して金額を決定します。 また、これらの介護保険料は、サービス利用の有無にかかわらず、所得の段階等に応じて負担していただくこととなります。 このように介護保険制度は、サービスを利用する人も、今は利用していない人も、ともに支えあう相互扶助の仕組みであるということから、ご提案のありました『介護保険、使わなかった人は、保険料の一部が戻ってくる（給付金）しくみ』の活用につきましては、制度上、難しいと考えております。 今後も『誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らせるまちづくり』を目指し、施策の実現に向け取組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。」とのことでした。 議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議会への提案に対する回答（令和５年度）

No	提案内容	回答
15	带状疱疹を予防するためのワクチン 予防接種（５０才以上） 公費助成を希望します。	带状疱疹予防接種公費助成についてのご意見・ご提案について、市の担当課（健康医療課６２－８２２４）に確認したところ、「带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成については、現在、定期接種化に向け、ワクチンの安全性、有効性、費用対効果等について、国の審議会において議論が行われています。 本市としては、県内の他市町村の実施状況の把握や、実施予定の動向について調査、研究しているところであり、引き続き、国の動向も注視していきたいと考えています。」とのことでした。 議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。 今後も、市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。